Burnaby School District International Student Program Application Form

バーナビー学校区 留学生プログラム 申込書

バーナビー学校区の留学生プログラムへようこそ。手続き等のご案内は次の通りですのでよくお読みください。

申込み手続き

ステップ 1 申込書の提出

- 申込書記入後、父親または母親と志願者本人（後見人およびエージェントは不可）が署名してください。
- **今年度および前年度**の成績証明書または通知表のいずれかの原本（英語でない場合は認証済み英訳）を添付してください。写しの場合には学校の証明印が必要です。不備のあった場合は、手続きに遅れが生じ、場合によっては書類が返却されることもあります。
- 申込金として200カナダ^{ドル}（**払い戻し不可**）をクレジットカード（VISAまたはMasterカード）、小切手もしくは郵便為替をBurnaby School Board（バーナビー教育委員会）宛に納入してください。

ステップ 2 申込書受理後1週間以内に、審査結果を通知します。入学許可の通知を受け取った志願者は、

- 費用（下記参照）を全額、銀行為替手形、支払保証小切手、郵便為替、または銀行電信送金にて Burnaby School District（バーナビー学校区）宛に納入してください。
- 後見人を指定する場合、後見人の指定を確認する文書～後見人と父母から各 1 通（計 2 通）～の公証済み写しをバーナビー学校区に提出してください。サンプル文書については、国際教育部事務局までお問い合わせください。

ステップ 3 学費と医療保険料の支払いが完了し、必要書類がすべて提出された後、バーナビー学校区は、

- 正式な入学許可書を発行します。許可書を受け取った志願者は最寄りのカナダ大使館で就学許可証を申請してください。
- 留学生オリエンテーションについて生徒に通知します。オリエンテーションの参加は義務付けられており、通常は始業日の一週間前に行われます。

ステップ 4 バーナビーに到着後、

- 新入生対象のオリエンテーションに出席してください。この時、カナダ市民権・移民省から発行された有効な就学許可証を持参してください。小学生（1～7年生）、中高校生（セカンダリー･スクール、8～12年生）ともに英語の学力評価テストを行ない、このテストの結果をもとに、レベルに合ったコースにクラス分けを実施します。

受け入れ基準

バーナビー学校区の留学生プログラムへの入学許可と配属校の決定は、次の基準をもとに行います。

- 志願者の就学歴と提出された成績証明書に掲載された最新の成績。
- 留学生プログラム参加校の余裕定員の有無。定員には限りがあり、またカナダ市民権・移民省の手続きに数週間かかるため、申込書は出来る限り早く提出した方がよいでしょう。

プログラム関連資料

就学許可証～カナダ市民権・移民省

志願者は、日本のカナダ大使館査証部から就学許可証を取得しなければなりません。カナダで就学する場合は、日本を出発する前に就学許可証を取得する必要があります。

- カナダ大使館査証部にバーナビー学校区発行の入学許可書、学費の正式な受領書、1年間の滞在費用を充分に負担できることの証明書を提出してください。
- 健康診断が必要な場合があります（カナダ大使館査証部にお問い合わせください）。

留学生が在籍できるのはバーナビー学校区が許可した学校に限ります。**カナダ市民権・移民省就学許可証は留学生が責任をもって更新してください。**

滞在先の手配

- 生徒はバーナビー市内もしくは市との境界沿いに住まうこと。
- 生徒は25歳以上の成人と同居すること。
- 小学生は父親または母親と同居すること。
- 前もって、プログラム期間中、同居することを通知した父親または母親は、必ず同居すること。通知どおり同居していない場合、退学になることもあります。

後見人（カストディアン）の指名
父親または母親がお子さんの留学中カナダで同居しない場合、カナダの市民権・移民省の規定により、父母の代理となる後見人を指名する必要があります。後見人は、25 歳以上の成人でカナダ市民権または永住権保持者でなければなりません。これはバーナビー学校区でも適用します。父母の代理となる後見人を指名していることを証明する公証済み書類～一通は父母、もう一通は後見人が署名～の提出がない限り、学校区から正式な入学許可書は発行されません。

ホームステイと空港出迎えサービス
バーナビー学校区では、ホームステイを希望する場合、ランガラカレッジのホームステイ・プログラムを紹介しています。ホームステイをする生徒は 13 歳以上でなければなりません。現行のホームステイ料金については、ウェブサイト www.sd41.bc.ca/international をご覧ください。

生徒の受け入れ校決定
申込みの際に希望校（複数可）を指定することができます。また適切な学校の推薦を依頼することも可能です。学校区としては、生徒の希望をなるべく優先する方針ですが、希望校の定員に余裕があり、しかもその学校に適切なプログラムがあることが条件です。**生徒の受け入れ校の最終決定権はバーナビー学校区にあります。**

編入学年
留学生教育部事務局では生徒の成績証明書と学力評価テストの結果を考慮し、適切なレベルの学年を決めます。

英語能力
留学生プログラムへの受け入れの基準になるのは TOEFL のスコアではありません。英語能力が比較的低い希望者は次のどちらかのプログラムに編入します。

- ESL の授業の他、各人に応じて学業科目を組み合わせたプログラム、または
- 学業科目の授業をフルタイムで受け、同時に英語の習熟が認められるまで ESL の指導を受けます。

留学生オリエンテーションで行う英語能力テストで編入先が決まります。このテストでは会話力と読み書き能力をテストします。

学年度諸費用
現行の諸費用については、ウェブサイト www.sd41.bc.ca/international をご覧ください。

医療および傷害保険
ブリティッシュコロンビア州では、医療および傷害保険は全加入が規定されていますので、バーナビーの学校へ通う留学生は全員、保険に加入しなければなりません。留学生は州政府医療保険制度(MSP)の医療および入院保険に加入できます。バーナビー学校区では留学生プログラムに参加する生徒の州政府医療保険料の支払いを一括して行います。医療保険の加入期間はオリエンテーションの実施される週から学年度の最終月まで（それ以前に理由の如何にかかわらず退学した場合を除く）です。オリエンテーション週間の始まる前、もしくはプログラム終了後もブリティッシュコロンビア州に居住する場合、その期間の医療保険は個人で手配しなければなりません。プログラム期間中の保険料は学費と一緒に納入してください。

返金規定
留学志願者が個人的な理由で、キャンセルする場合、またはバーナビー学校区を退去する場合、学費の一部が返金されます。返金の要求は書面で通知しなければなりません。留学生全員に適用される返金規定は次の通りです。

- カナダ市民権・移民省に就学許可証の発給申請を却下されたときは（カナダ大使館の却下通知文書も提出のこと）、申込金と事務手続費 600 カナダ^{ドル}を除く全額を返金します。
- プログラム開始前にキャンセルする場合は、授業料の 2/3 が返金の対象になります。
- 始業日からプログラム開始月の末日までに退学を希望する場合は、授業料の 1/2 が返金の対象になります。
- プログラム開始月の末日を過ぎて退学を希望する場合は、返金いたしません。
- 次の場合も返金いたしません。(a)バーナビー学校区が定める行動規範に反したことが判明した場合、(b)プログラムへの受け入れ決定前に、学習の場で何らかの特殊なニーズを持つことをバーナビー学校区当局に通知しなかった場合、または(c)小学生と父親または母親が同居していない場合。

授業料支払い後に永住権を取得した生徒に対して、上記の返金規定に該当する返金以外の返金はいたしません。